

札幌市円山動物園公式ホームページバナー広告掲載仕様書

■ 掲載ホームページの概要

広告の媒体	円山動物園公式ホームページ (http://www.city.sapporo.jp/zoo/)
掲載ページ	円山動物園公式ホームページのすべてのページ
月平均アクセス件数	804,566 件 (2021年2月～2022年1月円山動物園公式ホームページアクセス数平均値)

■ 募集内容

広告掲載期間	<p>第1期 2022年4月1日～4月30日</p> <p>第2期 5月1日～5月31日</p> <p>第3期 6月1日～6月30日</p> <p>第4期 7月1日～7月31日</p> <p>第5期 8月1日～8月31日</p> <p>第6期 9月1日～9月30日</p> <p>第7期 10月1日～10月31日</p> <p>第8期 11月1日～11月30日</p> <p>第9期 12月1日～12月31日</p> <p>第10期 2023年1月1日～1月31日</p> <p>第11期 2月1日～2月28日</p> <p>第12期 3月1日～3月31日</p> <p>6期以上の割引契約は、連続した掲載期間の契約の場合に適用する。</p>
募集枠数	各期6枠まで
月額広告料	<p>20,000円</p> <p>広告料は、一括納入となります。</p> <p>【割引制度】</p> <p>連続した掲載期間で6期以上契約の場合は総額から10,000円を割引、12期契約の場合は総額から20,000円を割引します。</p> <p>例：1期契約の場合：20,000円</p> <p>6期契約の場合：20,000円×6カ月－10,000円＝110,000円</p> <p>12期契約の場合：20,000円×12カ月－20,000円＝220,000円</p>
広告掲載位置	掲載ページの最下段（掲載は、IFRAMEで表示します。）
規格	縦：90ピクセル 横：230ピクセル 容量：10KBまで
応募締め切り	<p>第1期 2022年3月15日</p> <p>第2期 2022年4月15日</p> <p>第3期 2022年5月15日</p> <p>第4期 2022年6月15日</p>

	第5期 2022年7月15日 第6期 2022年8月15日 第7期 2022年9月15日 第8期 2022年10月15日 第9期 2022年11月15日 第10期 2022年12月15日 第11期 2023年1月15日 第12期 2023年2月15日
契約方法	随意契約（特定）
申込方法	所定の申込書をEメール、FAX、送付により申込む
広告主決定方法	応募締切時点で複数の場合は抽選のうえ審査し決定（6枠以下の場合は抽選なし）
広告掲載条件	札幌市広告掲載要綱第5条第2項及び札幌市広告掲載基準に規定するほか、札幌市円山動物園基本方針「ビジョン2050」に基づく取組みを阻害しないものとする。
広告原稿の納入形態	JPEG、GIF、PNGのいずれかのデータファイルを、EメールまたはCD-ROM等の媒体で提出する。

■ 申込手順等

<ol style="list-style-type: none"> 1 広告掲載申込書（様式1）をダウンロードし、必要事項を記入してください。 2 下記のいずれかの方法で、上記応募締め切りまでに、札幌市円山動物園経営管理課まで広告掲載申込書をお送りください。（2枠以上の掲載を希望される場合は、広告掲載申込書を希望の枠数分提出してください。） <ol style="list-style-type: none"> (1) Eメール zoo.koho@city.sapporo.jp (2) FAX 011-621-1428 (3) 送付 〒064-0959 札幌市中央区宮ヶ丘3番地1 札幌市円山動物園経営管理課 HP バナー広告担当宛 3 札幌市から、広告掲載決定通知書（様式2）をお送りします。 4 広告の掲載が決定しましたら、広告掲載決定通知書で指定する広告料納入期限（広告掲載開始日のおおむね1週間前）までに、札幌市からお送りする納入通知書により広告料金を納入してください。 5 決定通知書で指定する提出期限（広告掲載開始日のおおむね5日前）までに、広告画像データと、広告掲載承諾書（様式3）を提出してください。
--

■ 特記事項

- 1 応募数が募集枠数を超えた場合は、希望する掲載期間が長い広告を優先とし、希望する掲載期間が同一の広告が複数あるときは、抽選で掲載を決定します。なお、同一広告主から複数枠への掲載申込みがあった場合には、他の広告主の申込み状況等を踏まえ、2枠目以降の広告掲載期間等について調整させていただく場合があります。
- 2 広告の掲載にあたっては、当該広告が民間事業者の広告であることを明確にするため、原則として民間事業者等の広告欄であることを明示します。また、必要に応じて広告の内容に関する責任の帰属に関することその他必要な事項を注記します。
- 3 広告原稿の作成等に関する経費は、全て広告主の負担によるものとします。
- 4 必要に応じて、企業に関する資料の提出を求める場合があります。
- 5 広告原稿は、札幌市広告掲載要綱、札幌市広告掲載基準、札幌市円山動物園公式ホームページ広告取扱要領の定めにより審査を行い、その結果、広告の内容等について修正をお願いする場合があります。
- 6 複数の期間にわたって広告を掲載する場合は、期間ごとに広告画像またはリンク先ホームページアドレスを変更することができます。その際は、経営管理課に速やかに連絡するとともに、変更を希望する期間の初日の2週間前までに広告画像データと、広告原稿変更届（様式4）を提出してください。経営管理課で内容を審査した後、広告原稿変更決定通知書（様式5）を送付します。
- 7 やむを得ない事由により広告画像またはリンク先ホームページアドレスを変更する場合は、すみやかに経営管理課までご連絡ください。
- 8 広告主の事情により広告掲載を取り下げの場合は、速やかに経営管理課までご連絡ください。この場合、納入済の広告料は返還できません。
- 9 広告掲載決定後において、以下の事項に該当する場合は、広告掲載決定を取り消すことがあります。また、この際には、広告料相当分を賠償金として請求する場合があります。
 - ア 指定する期日までに広告料の納付がないとき
 - イ 指定する期日までに広告画像データの提出がないとき
 - ウ 広告主、広告の内容またはリンク先ホームページの内容等が各種法令に違反している、あるいはその恐れがあるとき
- 10 広告掲載期間において、市の責めに帰する事由により広告が掲載されなかった場合（機器の保守、天災その他特別な事情を除く）には、広告料金を日割りして、掲載されなかった日数に応じて返還します。

以上のほか、本仕様書に記載されていない事項については、別途協議して決定することとします。